

第 6567 号	 リーダスクラブ	1994年1月6日創刊・毎日発行
		リーダスクラブFAXニュース (2020年)令和2年 11月 20日 金曜日

発行所	三輪厚二税理士事務所 / 顧問料不要の三輪会計事務所 (編集・発行: 税理士 三輪厚二) 大阪市中央区備後町 2-4-6 TEL: 06-6209-7191 WEB: <a href="https://www.zeirishi-miwa.co.jp">https://www.zeirishi-miwa.co.jp</a>
-----	--

## ♠ 新型コロナの影響による赤字店舗に対する減損損失

**Q** : 新型コロナの影響を受けて赤字になった店舗があります。回復する見込みもないことから減損損失を計上しようと思いますが、税務上はどのように取り扱われますか？

**A** : 次のように取り扱われます。

### 【解説】

税務では、法人が有する固定資産について、次に掲げる事実が生じたことによりその固定資産の時価が低下した場合に評価損の計上が認められています。

- ① 災害により著しく損傷したこと
- ② 1年以上にわたり遊休状態にあること
- ③ 本来の用途に使用できないため他の用途に使用されたこと
- ④ 所在する場所の状況が著しく変化したこと
- ⑤ ①から④までに準ずる特別な事実

一方、固定資産の時価の低下が次のような事実に基づく場合は、評価損の計上が認められないこととされています。

- ① 過度の使用又は修理の不十分等によりその固定資産が著しく損耗していること
- ② その固定資産について償却を行わなかったため償却不足が生じていること
- ③ その固定資産の取得価額がその取得時の事情により同種資産の時価に比して高いこと
- ④ 機械装置が製造方法の急速な進歩等により旧式化していること

したがって、新型コロナの影響を受けて赤字になった店舗について評価損を計上することは認められない(※償却費として損金経理した金額となる)ものと思われます。

【三輪厚二税理士事務所(大阪市中央区)】

